

警察機能ノ強化措置ニ關スル件(案)昭三、三、二六  
警察機能ノ強化ハ國家喫緊ノ要務ナルニ鑑ミ左ノ  
要領ニ依リ速力ニ之ヲ強化措置ヲ講ズルモノトス

一、民主主義國家ニ於ケル警察運営ノ根本方針ヲ  
明確・率直ニ宣明シ警察官ノ志氣振作昂揚ヲ  
圖ルコト

二、警察機能強化ノ諸方策ヲ検討シ速力ニ其ノ  
具体化ヲ講ズルコト

三、警察官俸ノ待遇改善ノ他優遇方策ヲ決定  
シ速力ニ之ヲ實施ヲ圖ルコト

四、内閣書記官長及内務次官ヲ中心トシ關係各省  
(内閣・終戦連絡中央事務局・内務省・大藏省・司  
法省等)ノ關係官ヲ以テ所要事項ニ行協議シ  
成案ハ必要ノ都度之ヲ閣議ニ附シ徹底的ニ  
強化措置ヲ講ズルコト